

令和8年6月16日

令和8年第2回美浦村議会定例会議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について (令和 7 年度美浦村一般会計)
報告第 2 号	事故繰越し繰越計算書について (令和 7 年度美浦村一般会計)
報告第 3 号	繰越計算書について (令和 7 年度美浦村水道事業会計)
報告第 4 号	繰越計算書について (令和 7 年度美浦村下水道事業会計)
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村税条例の一部を改正する条例)
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
議案第 3 号	美浦村教育委員会委員の任命について
議案第 4 号	美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例
議案第 5 号	美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	美浦村税条例の一部を改正する条例
議案第 7 号	美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例
議案第 8 号	美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例
議案第 9 号	美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例
議案第 10 号	美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部 を改正する条例
議案第 11 号	財産の取得について (R 0 8 避難所内プライバシー確保事業備品購入)
議案第 12 号	令和 8 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)
議案第 13 号	令和 8 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 1 号)
議案第 14 号	令和 8 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

報告第 1 号

繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 7 年度美浦村一般会計の繰越明許費について、別紙計算書のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和7年度 美浦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	村 債	そ の 他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 事 務 費	円 4,884,000	円 4,884,000	円	円 1,848,000	円	円 3,036,000	円 0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住 民 基 本 台 帳 事 務 費	440,000	440,000		440,000			0
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業費	1,000,000	1,000,000		1,000,000			0
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事務費	140,000	140,000		140,000			0
5 農林水産業費	1 農 業 費	県 営 土 地 改 良 事 業 負 担 金	17,550,000	13,845,000			13,700,000		145,000
6 商工費	1 商 工 費	食料品等物価高支援給付金給付事業費	152,521,000	152,521,000		123,898,000			28,623,000
7 土木費	1 道路橋梁費	道 路 新 設 改 良 事 業 費	17,677,000	17,677,000			8,800,000	8,838,000	39,000
8 消防費	1 消 防 費	災 害 対 策 事 業 費	13,800,000	13,800,000			11,400,000		2,400,000
合 計			208,012,000	204,307,000	0	127,326,000	33,900,000	11,874,000	31,207,000

報告第 2 号

事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、令和 7 年度美浦村一般会計の事故繰越しについて、別紙計算書のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和7年度 美浦村一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一般財源	
									国県 支出金	村 債		
7 土 木 費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業費	円 28,050,000	円 10,500,000	円 17,550,000	円	円 17,550,000	円	円	円 15,100,000	円 2,450,000	資材メーカー の生産調整 による、資材 の納入遅延 のため。
合 計			28,050,000	10,500,000	17,550,000		17,550,000			15,100,000	2,450,000	

報告第 3 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 7 年度美浦村水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 7 年度 美浦村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資 産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	損益勘定 留保資金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	1. 配水 施設拡 張費	237,740,000	63,933,333	139,520,000	85,600,000	0	0	53,920,000	34,286,667	0	材料の供給不足により資材調 達が難航し、工事が遅延して いるため。
計			237,740,000	63,933,333	139,520,000	85,600,000	0	0	53,920,000	34,286,667	0	

報告第4号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度美浦村下水道事業会計予算の繰越について、別紙計算書のとおり報告する。

令和8年6月16日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 7 年度 美浦村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名 (目)	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要する棚卸資 産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	県補助金	受益者負担金			
1. 資本 的支出	1. 建設 改良費	1. 管渠 建設改 良費	653,289,000	391,300,270	147,360,600	83,400,000	63,960,600	0	0	114,628,130	0	他事業との調整等による工事 発注の遅れが生じたため。
計			653,289,000	391,300,270	147,360,600	83,400,000	63,960,600	0	0	114,628,130	0	

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 8 年専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

美浦村長 中 島 栄

令和 8 年美浦村条例第 1 5 号

美浦村税条例の一部を改正する条例

美浦村税条例（昭和 4 4 年美浦村条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条中「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 8 0 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 8 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 1 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 8 1 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第3号ハ」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同

条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第16項とし、同条中第20項を第17項とし、第21項を第18項とし、同条に次の1項を加える。

19 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3

項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2に見出しとして「（軽自動車税の賦課徴収の特例）」を付し、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号、第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の美浦村税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 8 年専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

美浦村長 中 島 栄

令和 8 年美浦村条例第 16 号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和 41 年美浦村条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 21 条中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条第 2 号中「30 万 5,000 円」を「31 万円」に改め、同条第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改める。

第 21 条の 4 第 1 号中「第 24 条の 30 の 5」を「第 24 条の 30 の 6」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

美浦村教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

住 所	龍ヶ崎市〇〇〇
氏 名	田 組 順 和
	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

議案第 4 号

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

美浦村附属機関設置条例（令和元年美浦村条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

美浦村地域公共交通会議	・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項の審議 ・ 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項の審議 ・ 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項の審議
-------------	--

」を

「

美浦村地域公共交通活性化協議会	・ 交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
-----------------	----------------------------

	・交通計画の実施に関する協議に 関すること。 ・交通計画に位置付けられた事業 の実施に関すること。 ・地域の実情に応じた適切な一般 乗合旅客自動車運送の態様及び運 賃、料金等に関すること。 ・市町村運営有償運送の必要性及 び旅客から収受する対価に関する こと。 ・前各号に掲げるもののほか、協 議会の目的を達成するために必要 なこと。
--	---

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年美浦村条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

美浦村地域公共交通会議委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」を

「

美浦村地域公共交通活性化協議会委員	委員長	5,500 円	〃	〃
	委員	5,000 円	〃	〃

」に改める。

別表第 2 中

「

美浦村地域公共交通会議委員

」を

「

美浦村地域公共交通活性化協議会委員

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

美浦村税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村税条例の一部を改正する条例

美浦村税条例（昭和 4 4 年美浦村条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 7 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項」を「並びに第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を

經由して、村長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る

課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規

定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（村民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の美浦村税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の美浦村税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する

特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による新条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、美浦村立学校設置条例（昭和 4 7 年美浦村条例第 1 1 号）に規定する美浦村立美浦幼稚園（以下「村立幼稚園」という。）の給食費（美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 5 号）第 7 条に定める給食費をいう。以下「幼稚園給食費」という。）を負担する村立幼稚園に通園する幼児（以下「園児」という。）の保護者等（子に対して親権を行う者その他これに準じる者として規則で定める者をいう。以下「保護者等」という。）に対し助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、美浦村に住所を有し村立幼稚園に在籍する園児の保護者等とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、幼稚園給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において幼稚園給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による幼稚園給食費の無償化については、令和8年4月1日以後の村立幼稚園における幼稚園給食費について適用し、令和8年3月31日以前の幼稚園給食費については、なお従前の例による。

議案第 8 号

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年美浦村条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が

保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、附則第8条又は第9条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行

う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10条中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」に、「第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されたものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第 9 号

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、美浦村保育所設置条例（昭和 5 2 年美浦村条例第 2 0 号）に規定する美浦村立大谷保育所及び美浦村立木原保育所（以下「保育所」という。）の副食費（美浦村立大谷保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）第 8 条及び美浦村立木原保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 4 号）第 8 条に定める副食費をいう。以下「副食費」という。）を負担する保育所に通所する幼児（以下「幼児」という。）の保護者等（子に対して親権を行う者その他これに準じる者として規則で定める者をいう。以下「保護者等」という。）又は美浦村乳児等通園支援事業による利用者負担額のうちおやつの費用を負担する保護者等に対し助成金を交付することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者は、美浦村に住所を有し保育所に在籍する幼児の保護者等又は美浦村に住所を有し美浦村乳児等通園支援事業により美浦村立大谷保育所を利用する乳児の保護者等とする。

(助成金の額)

第 3 条 助成金の額は、副食費又はおやつの費用に相当する額とする。ただし、

国又は地方公共団体の負担において副食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による副食費の無償化については、令和8年4月1日以後の保育所における副食費について適用し、令和8年3月31日以前の副食費については、なお従前の例による。

議案第 10 号

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 16 日

美浦村長 中 島 栄

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例（令和 5 年美浦村条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「報酬」の次に「及び費用弁償」を加え、同条中「により報酬」の次に「及び費用弁償」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 報酬及び費用弁償の支給方法については、美浦村非常勤特別職の例による。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 11 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年美浦村条例第 8 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | R08 避難所内プライバシー確保事業備品購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | ¥8,998,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥818,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社 土浦消防センター
土浦市虫掛 3314-1 |
| 5 | 履行期間 | 本契約日の翌日から令和 8 年 8 月 30 日まで |
| 6 | 支出科目 | 令和 8 年度美浦村一般会計
款 8 消 防 費
項 1 消 防 費
目 4 災害対策費
節 17 備品購入費 |

議案第 12 号

令和 8 年度美浦村一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度美浦村の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,919 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,397,919 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 16 日提出

美浦村長 中 島 栄

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		588,629	5,000	593,629
	2 国庫補助金	112,247	5,000	117,247
19 繰入金		551,626	14,246	565,872
	2 基金繰入金	551,623	14,246	565,869
21 諸収入		96,592	△327	96,265
	5 雑入	83,713	△327	83,386
歳入合計		7,379,000	18,919	7,397,919

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,352,540	2,494	1,355,034
	1 総務管理費	1,060,700	2,494	1,063,194
3 民生費		2,276,194	0	2,276,194
	2 児童福祉費	821,062	0	821,062
6 商工費		43,488	6,000	49,488
	1 商工費	43,488	6,000	49,488
8 消防費		400,629	3,945	404,574
	1 消防費	400,629	3,945	404,574
9 教育費		1,022,312	6,480	1,028,792
	4 幼稚園費	105,496	3,302	108,798
	5 社会教育費	219,479	279	219,758
	6 保健体育費	173,552	2,899	176,451
歳 出 合 計		7,379,000	18,919	7,397,919

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	588,629	5,000	593,629
19 繰入金	551,626	14,246	565,872
21 諸収入	96,592	△327	96,265
歳 入 合 計	7,379,000	18,919	7,397,919

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,352,540	2,494	1,355,034				2,494
3 民生費	2,276,194	0	2,276,194			△4,384	4,384
6 商工費	43,488	6,000	49,488	5,000			1,000
8 消防費	400,629	3,945	404,574			3,945	
9 教育費	1,022,312	6,480	1,028,792			2,092	4,388
歳 出 合 計	7,379,000	18,919	7,397,919	5,000		1,653	12,266

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商工費国庫補助金	0	5,000	5,000
計	112,247	5,000	117,247

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

6 財政調整基金繰入金	154,711	12,266	166,977
7 ふるさと応援基金繰入金	373,850	1,980	375,830
計	551,623	14,246	565,869

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

1 消防団員退職報償金	1	3,945	3,946
3 雑入	75,988	△4,272	71,716
計	83,713	△327	83,386

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 観光費補助金	5,000	5 観光需要分散のための地域観光資源のコンテンツ化促進事業補助金 5,000

1 財政調整基金繰入金	12,266	5 財政調整基金繰入金 12,266
1 ふるさと応援基金繰入金	1,980	5 ふるさと応援基金繰入金 1,980

1 消防団員退職報償金	3,945	5 消防団員退職報償金 3,945
1 児童福祉雑入	△4,272	11 入所児副食費（大谷保育所） △2,544 12 入所児副食費（木原保育所） △1,840 15 入園児給食費（村外分） 112

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	89,874	2,494	92,368				2,494
計	1,060,700	2,494	1,063,194				2,494

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	355,883	0	355,883			△4,384	4,384
計	821,062	0	821,062			△4,384	4,384

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 観光費	28,025	6,000	34,025	5,000			1,000
計	43,488	6,000	49,488	5,000			1,000

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 非常備消防費	345,965	3,945	349,910			3,945	
計	400,629	3,945	404,574			3,945	

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	105,496	3,302	108,798			112	3,190
計	105,496	3,302	108,798			112	3,190

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	125,672	279	125,951				279
計	219,479	279	219,758				279

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 光と風の丘公園管理費	50,993	2,899	53,892			1,980	919
計	173,552	2,899	176,451			1,980	919

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	500	5 財産管理費 2,494 10 需用費 500 6 修繕料 2 施設等修繕料
14 工事請負費	1,994	14 工事請負費 1,994 3 維持補修工事 1 維持補修工事

12 委託料	6,000	2 観光振興事業費 6,000 12 委託料 6,000 5 業務委託料 20 業務委託料

7 報償費	3,945	2 消防団運営費 3,945 7 報償費 3,945 1 報償金 1 報償金

10 需用費	3,302	3 幼稚園運営費 3,302 10 需用費 3,302 7 賄材料費 1 賄材料費

18 負担金補助及び交付金	279	53 地区公民館補助事業費 279 18 負担金補助及び交付金 279 10 補助金 15 地区公民館等修繕等補助金

14 工事請負費	2,899	2 光と風の丘公園管理費 2,899 14 工事請負費 2,899 3 維持補修工事 5 施設修繕工事

議案第13号

令和8年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度美浦村の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度美浦村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 水道事業費用	597,318千円	△30,822千円	566,496千円
第1項 営業費用	573,710千円	△30,822千円	542,888千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,375千円は、損益勘定留保資金46,375千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	123,168千円	31,020千円	154,188千円
第1項 企業債	121,120千円	31,020千円	152,140千円
支 出			
第1款 資本的支出	169,464千円	31,099千円	200,563千円
第1項 建設改良費	135,878千円	31,099千円	166,977千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（起債の目的）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
水道事業	121,120千円	31,020千円	152,140千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
R08～R09水道公営企業会計制度 運用支援業務	令和9年度	770千円

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 8年度 美浦村水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			597,318	△ 30,822	566,496	
	1. 営業費用		573,710	△ 30,822	542,888	
		2. 配水及び給水費	110,552	△ 31,020	79,532	
		4. 総係費	58,161	198	58,359	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的収入			123,168	31,020	154,188	
	1. 企業債		121,120	31,020	152,140	
		1. 企業債	121,120	31,020	152,140	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			169,464	31,099	200,563	
	1. 建設改良費		135,878	31,099	166,977	
		1. 配水施設拡張費	135,484	31,099	166,583	

令和 8年度 美浦村水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日)

(単位: 円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 86,657	28,020	△ 58,637
減価償却費	108,538	0	108,538
資産減耗費	0	0	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 33	0	△ 33
修繕引当金の増減額 (△は減少)	0	0	0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	213	0	213
長期前受金戻入額	△ 14,232	0	△ 14,232
受取利息及び受取配当金	△ 1,183	0	△ 1,183
支払利息	20,402	0	20,402
未収金の増減額 (△は増加)	2,010	△ 25	1,985
未払金の増減額 (△は減少)	2,917	0	2,917
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	31,975	27,995	59,970
利息及び配当金の受取額	1,183	0	1,183
利息の支払額	△ 20,402	0	△ 20,402
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,756	27,995	40,751
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 123,559	△ 28,272	△ 151,831
他会計補助金による収入	0	0	0
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	1,860	0	1,860
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 121,699	△ 28,272	△ 149,971
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	121,120	31,020	152,140
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 33,586	0	△ 33,586
財務活動によるキャッシュ・フロー	87,534	31,020	118,554
資金増加額 (又は減少額)	△ 21,409	30,743	9,334
資金期首残高	863,682	0	863,682
資金期末残高	842,273	30,743	873,016

令和 8年度 美浦村水道事業会計補正予算明細書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 水道事業費用	1. 営業費用		597,318	△ 30,822	566,496
			573,710	△ 30,822	542,888
		2. 配水及び給水費	110,552	△ 31,020	79,532
		4. 総係費	58,161	198	58,359

節		説 明
区 分	金 額	
修繕費	△ 31,020	・予算振替 ・ 配水場配水ポンプ盤修繕 △ 8,107 ・ 水道用LCD監視制御装置更新工事 △ 21,747 ・ No.2-1配水池水位計更新工事 △ 1,166
備・消耗品費	198	・検針ハンディターミナル用バッテリー 198

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的収入			123,168	31,020	154,188
	1. 企業債		121,120	31,020	152,140
		1. 企業債	121,120	31,020	152,140

節		説 明
区 分	金 額	
企業債	31,020	・企業債 31,020

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的支出			169,464	31,099	200,563
	1. 建設改良費		135,878	31,099	166,977
		1. 配水施設拡張費	135,484	31,099	166,583

節		説 明
区 分	金 額	
委託料	79	・水道工事施工監理業務 付帯費用 79
工事請負費	31,020	・予算振替 ・ 配水場配水ポンプ盤インバータ交換工事 8,107 ・ 水道用LCD監視制御装置更新工事 21,747 ・ No.2-1配水池水位計更新工事 1,166

議案第 1 4 号

令和 8 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度美浦村の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度美浦村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 事業費用	1, 049, 184千円	5, 714千円	1, 054, 898千円
第 1 項 営業費用	939, 559千円	5, 714千円	945, 273千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額390, 087千円は、消費税等資本的収支調整額25, 533千円及び損益勘定留保資金364, 554千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第 1 款 資本的支出	863, 849千円	4, 579千円	868, 428千円
第 1 項 建設改良費	541, 996千円	4, 579千円	546, 575千円

（債務負担行為）

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
R 0 8 ～ R 0 9 公下公営企業会計 制度運用支援業務	令和 9 年度	880 千円

令和 8 年 6 月 1 6 日提出

美浦村長 中 島 栄

令和 8年度 美浦村下水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 事業費用			1,049,184	5,714	1,054,898	
	1. 営業費用		939,559	5,714	945,273	
		2. 管渠費(舟子地区農集)	13,875	5,500	19,375	
		5. 処理場費	165,217	198	165,415	
		13. 資産減耗費	0	16	16	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			863,849	4,579	868,428	
	1. 建設改良費		541,996	4,579	546,575	
		1. 管渠建設改良費	333,653	79	333,732	
		8. 処理場建設改良費(舟子地区農集)	0	4,500	4,500	

令和 8年度 美浦村下水道事業予定キャッシュフロー計算書

(令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日)

(単位：円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 24,130	△ 5,196	△ 29,326
減価償却費	499,755	0	499,755
固定資産除却費	0	16	16
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 270	0	△ 270
賞与引当金の増減額 (△は減少)	731	0	731
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	193	0	193
長期前受金戻入額	△ 291,779	0	△ 291,779
受取利息及び受取配当金	△ 585	0	△ 585
支払利息	89,748	0	89,748
未収金の増減額 (△は増加)	28,276	△ 935	27,341
未払金の増減額 (△は減少)	2,254	17	2,271
たな卸資産の増減額 (△は増加)	0	0	0
小計	304,193	△ 6,098	298,095
利息及び配当金の受取額	585	0	585
利息の支払額	△ 89,748	0	△ 89,748
業務活動によるキャッシュ・フロー	215,030	△ 6,098	208,932
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 524,352	△ 4,163	△ 528,515
補助金による収入	182,922	0	182,922
工事負担金による収入	0	0	0
加入金による収入	9,449	0	9,449
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 331,981	△ 4,163	△ 336,144
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の収入	294,899	0	294,899
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 316,734	0	△ 316,734
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,835	0	△ 21,835
資金増加額 (又は減少額)	△ 138,786	△ 10,261	△ 149,047
資金期首残高	679,862	0	679,862
資金期末残高	541,076	△ 10,261	530,815

令和 8年度 美浦村下水道事業会計予算事項別明細書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 事業費用			1,049,184	5,714	1,054,898
	1. 営業費用		939,559	5,714	945,273
		2. 管渠費(舟子地区農集)	13,875	5,500	19,375
		5. 処理場費	165,217	198	165,415
		13. 資産減耗費	0	16	16

節		説 明
区 分	金 額	
修繕費	5,500	・マンホール修繕工事 5,500
通信運搬費	198	・非常通報対応用携帯電話通信料 198
固定資産除却費	16	・車両運搬具除却費 16

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 : 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 資本的支出			863,849	4,579	868,428
	1. 建設改良費		541,996	4,579	546,575
		1. 管渠建設改良費	333,653	79	333,732
		8. 処理場建設改良費(舟子地区農集)	0	4,500	4,500

節		説 明
区 分	金 額	
委託料	79	・管渠工事施工管理業務 付帯費用 79
工事請負費	4,500	・電動シャッター交換工事 4,500